

令和 8 年度 学校経営計画及び学校評価

1 めざす学校像

新たな時代のニーズに合わせて、自分と相手が互いに認め合いながら挑戦を後押しし、「やった！」「できた！」を喜び合える、前向きでぬくもりを感じる、毎日通いたい学校

- 1 知的障がい教育の専門家として、様々な角度からの教育活動を実践できる学校
- 2 安全安心な環境のもと、保護者と共に子どもたちを育む学校
- 3 児童生徒一人ひとりが、それぞれの社会参加に向けて準備することができる学校
- 4 教職員が、教育公務員としての自覚と人権意識を高く持ち、いきいきと協働することができる学校
- 5 地域、関係機関との連携を図り、地域における支援教育の中心的役割をはたす学校

2 中期的目標

1 知的障がい教育の専門性向上、様々な角度からのアプローチ

- (1) 児童生徒の課題に応じた効果的な指導支援方法を研究・推進する
- (2) ポジティブな行動支援により、児童生徒の達成感・自己肯定感を育成する
- (3) カリキュラム・マネジメントを充実させる
- (4) ICT 機器を効果的に活用した授業展開を推進する
- (5) 行事等によって身につく力を見定め、実施について改善改良を重ねる

2 安全安心な環境を基本とした、信頼される学校づくり

- (1) いじめの未然防止につとめる
- (2) 防犯・防災につとめる
- (3) 個人情報保護につとめる
- (4) 食物アレルギー対応、医療的ケア対応、保健室対応等の充実を図る
- (5) 保護者が教職員と気軽に話せる場の提供

3 卒業後の社会参加への準備

- (1) 小学部→中学部→高等部へと発展するためのキャリア教育を構築する
- (2) 児童生徒の好きなこと・得意なことを発見し、それを伸ばす機会をつくる
- (3) 人権教育、道徳教育、交流教育、地域貢献活動を積極的かつ計画的に行う
- (4) 自主単独通学の推進
- (5) 進路選択の具体的なイメージを持てる取組みをおこなう

4 教育公務員としての自覚と人権意識を高く持った教職員集団の育成、いきいきと働くための意識改革

- (1) 大阪府立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画に基づき、働き方改革を推進する
- (2) わかりやすい仕事内容を、適切な業務分担で協働する
- (3) 会議の無駄を徹底的に省く
- (4) 心理的安全性を担保し、新しい発想を前向きに後押しする
- (5) 質の高い研修やブチ研修により、根本的なヒューマンスキルを向上させ、次世代の育成を図る

5 地域・関係機関との連携、地域支援

- (1) 校内コーディネーターを中心に、関係機関との連携を図る
- (2) 校内支援の充実を図る
- (3) 地域支援整備事業の中核として、地域学校の支援教育力の向上に貢献する

【学校教育自己診断の結果と分析・学校運営協議会からの意見】

学校教育自己診断の結果と分析 [令和 年 月実施分]	学校運営協議会からの意見

3 本年度の取組内容及び自己評価

中期的 目標	今年度の重点目標	具体的な取組計画・内容	評価指標〔令和7年度〕	自己評価
1 知的障がい教育の専門性向上、 様々な角度からのアプローチ	(1) 児童生徒の課題に応じた効果的な指導支援方法を研究・推進する (教務部、支援部、研修研究部)	(1) ア 基本的な絵カードをすべての教室へ配備する。 イ 職員会議時間内でのミニ研修の実施。 ウ 支援教育に関する研修の実施（教職員向け） エ 自立活動の取組み内容や成果の発表を部研修で取り上げる。 オ コミュニケーション支援に関する研修に教職員が参加し、実践を校内に共有する。	(1) ア 絵カードを全教室に配備し、基礎的環境整備を整え、指導支援に活かす。学期毎のアンケートにて使用頻度を評価する。 イ 月1の職員会議にて支援教育に関するミニ研修を実施する。 ウ 年1回実施する。 エ 年内に各学年1事例ずつ取組みの内容を発表する。 オ 年間3名以上の教員が研修に参加し、年間1回以上、実践を共有する機会を設ける。	
	(2) ポジティブな行動支援により、児童生徒の達成感・自己肯定感を育成する (研修研究部、高等部)	(2) ア 児童生徒の達成感・自己肯定感を高めるための指導支援の取組みを実施、実践。 イ 児童生徒の良さや、望ましい行動を認め、称え、児童生徒が自身で確認できるようにする。	(2) ア 各学部において達成感や自己肯定感を高める実践のミニ研修等を開催する。 イ 年間1回以上、学部や学年の中での表彰を行う。	
	(3) カリキュラム・マネジメントを充実させる (教務部、研修研究部、高等部)	(3) ア 教材 BANK に行事教材フォルダを新設し、教材を収集する。 イ シラバスおよびAI授業支援ツールを活用し、教科横断的な授業案を系統的に作成・共有する。 ウ 学年の重点目標をたて、効果的だった指導方法を共有する。	(3) ア 行事に関わる教材数30件以上収集する。 イ 行事に関する教科横断的な授業案数1学年3件以上(計36件以上)収集する。 ウ 学期に1回以上共有の場をもつ。	
	(4) ICT 機器を効果的に活用した授業展開を推進する (研修研究部、学校環境部、担当首席)	(4) ア 全教員を対象としたICT活用研修の実施。 イ 児童生徒が、主体的に学校の魅力をブログで発信する。 ウ デジリハを使用できる環境を構築し、自立支援、教科学習へ活用する。デジリハを活用した事例の創出。 エ 教室モニター設置率をさらに改善し、いつでもICTを活用した授業展開ができる環境への改善を図る。 オ ICT機器が不足なく使えるよう、貸出簿による管理徹底と定期的な点検を実施する。	(4) ア 研修後アンケートを実施する。肯定的評価80%以上 イ 児童生徒からのブログ投稿数、年間70件以上。 ウ デジリハを活用した自立支援・教科学習の実践事例を創出し、校内で共有する。 エ 校内モニター設置率を全体の5%増やす。(R7 全体5%) オ ICT機器の配備状況が常に100%整っているように管理する。	
	(5) 行事等によって身につく力を見定め、実施について改善改良を重ねる (業務改善を考える会、高等部)	(5) 行事の在り方の見直し、企画推進する部署を設置し、抜本的な改善改良を行う。	(5) 運動会、学習発表会、鑑賞会、泊行事、PTA行事、学年、学部行事等、教育的意義を見直し、1行事以上の改善を行う。	

2 安全安心な環境を基本とした、信頼される学校づくり	(1)いじめの未然防止につとめる (生活指導部、全教職員)	(1) ア 年度初めに『部集会』で、生活指導部より児童生徒に向けて「いじめに関する講話」を実施する。 イ 「いじめアンケート」を各学期1回実施、必要な情報を保護者へ周知し、対応する。	(1) ア 「いじめに関する講話」の各学部1回実施。 イ 学校教育自己診断の保護者評価「いじめに関する内容について」65%以上 [60.6%]	
	(2)防犯・防災につとめる (生活指導部、全教職員)	(2) ア 大阪府の訓練や外部機関と連携した訓練を実施する。	(2) ア 防災（火災訓練2回以上） 防犯（教員・児童生徒 各1回）	
	(3)個人情報保護につとめる (学校安全委員会、全教職員)	(3) ア 個人情報を安全に管理できるように、個人情報管理マニュアルを教職員で確認・活用を行う。	(3) ア ・4月始業までに、学年ごとにマニュアルに則り、配付方法の動線や手順を確認する。 ・学期はじめや学期途中に配付方法についての注意喚起を計6回実施。	
	(4)食物アレルギー対応、医療的ケア対応、保健室対応等の充実を図る (健康教育部、全教職員)	(4) ア 心と身体の各学年の取組み状況について情報収集し、内容を整理可視化することで学年ごとの実践を把握しやすい体制を整える。 イ 小児発達・精神科の専門医に保護者をはじめ、だれでも気軽に相談できる場を設定する。できるだけ担任も同席し話を共有する。 ウ 医療的ケアについて、学校全体で統一的な体制を構築し、校内手続きの確立と共有を図ることで、安心安全に実施できる仕組みを整える。 エ 食物アレルギーに関する手続き及び学校での対応について、保護者との連携を深めることを目的とし、理解促進のための懇談会を実施する。	(4) ア 情報収集したものを、それぞれ一覧表にまとめる。 イ ・学期2回以上の実施。 ・1回につき2件以上の相談。 ウ ・医療的ケアのしおり精査・改定 ・学校保健委員会で報告 エ 食物アレルギー懇談会を年1回開催する。	
	(5)保護者が教職員と気軽に話せる場の提供 (管理職、首席)	(5) ア 連絡帳活用や個人懇談で、保護者との信頼関係を構築する。 イ PTA 学校懇談会において、管理職首席、部主事と保護者が直接話せる場を設定する。 ウ 意見箱・校長Ｄメールの活用。	(5) ア 学校教育自己診断 学校と保護者との信頼関係の構築に関する項目 80%以上 イ PTA 学校懇談会を年1回開催する。 ウ 意見箱・校長Ｄメールの周知を学期に1回行う。	

3 卒業後の 社会参加への 準備	(1) 小学部→中学部→高等部へと発展するためのキャリア教育を構築する (進路指導部・高等部)	(1) ア 職業の授業に活用できる「接客・あいさつ」に関するマニュアルの作成。 イ 定期的な接客の練習や実践の取り組みを行う。 ウ 「職業 A・B」の授業の中で学部間交流を実施する。	(1) ア 「寝屋川接客ルールブック」を作成する。[新規] イ ・職業・総合の授業の中で、挨拶やマナー、接客について学習を実施する。またキャリアアップコースの生徒は、実践的な取り組みを学部で年6回以上実施する。 ・「あいさつ・マナー検定」を実施する。[新規] ウ 各学部と年3回以上実施する。	
	(2) 児童生徒の好きなこと・得意なことを発見し、それを伸ばす機会をつくる (高等部)	(2) ア 「自立活動」の時間の中で自立に向けて必要なスキルを養う。 イ 「校内実習」や「体験・現場実習」を通して自分の好きなことや得意なことを見つける。 ウ 生徒が放課後に自分の興味・関心があるものに取り組めるように「放課後活動」を実施する。 エ 生徒が主体的に安全に活動できる環境をグラウンドに整える。	(2) ア 身につけたスキルをキャリア教育プログラムに反映し、年2回保護者と確認する。 イ 「校内実習」 各学年 5日間以上実施する。 「体験・現場実習」 2・3年 校外へ実習に行く機会をそれぞれ1回以上設定する。 ウ 「放課後活動」 5つ以上の活動を年間通して適宜実施する。 エ バスケットゴール等の遊具を整備する。	
	(3)人権教育、道徳教育、交流教育、地域貢献活動を積極的かつ計画的に行う (人権・道徳教育推進委員会、高等部)	(3) ア 人権教育を各学年で計画的に実施する。 イ 道徳教育を年間計画に沿って計画的に行う。 ウ 学校間交流を実施する。 エ 学校周辺の地域活動に積極的に参加する。	(3) ア 人権教育の実施。 各学年 学期に1回以上 イ 人権教育 年3回以上 縦割り清掃 年3回以上 チャレンジ（異年齢交流） 年10回以上 道徳教育の成果を個別の指導計画に反映し、年度末に保護者と確認する。 ウ 学校間交流を実施する。 各学年 年1回以上 エ 地域活動に参加する。 年3回以上	
	(4) 自主単独通学の推進 (生活指導部・高等部)	(4) ア 『SafetyBicycle 推進校』として、道路交通法の改正に伴う啓発活動や、外部機関と連携し安全な「自主単独通学」利用者を増やす。	(4) ア ・各学部の児童生徒会等で自転車に関する啓発ポスターを作成、掲示する。[新規] ・自主単独通学生徒開始者数 R7年度比 30%増。	
	(5)進路選択の具体的なイメージを持てる取り組みをおこなう (進路指導部・高等部)	(5) ア 進路に関する保護者への情報提供の充実。 イ 全教員が進路指導のポイントを理解できるフローの作成。	(5) ア 「福祉事業所合同説明会」の実施。 ・高等部教員の参加9割以上。 (部研修としての扱いとする) [62.5%] ・1、2年生の保護者の5割以上の参加。[32.0%] イ 進路部員のとびき・進路のとびきを活用し、教員の理解を深めるために学年会を利用しミニ研修会を実施。[新規]	

4 教育公務員としての自覚と人権意識を高く持った教職員集団の育成、いきいきと働くための意識改革	(1) 大阪府立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画に基づき、働き方改革を推進する (管理職、安全衛生委員会) (2) わかりやすい仕事内容を、適切な業務分担で協働する (管理職、首席、部主事) (3)会議の無駄を徹底的に省く (各分掌、各学部・学年各種委員会) (4)心理的安全性を担保し、新しい発想を前向きに後押しする (管理職、首席安全衛生委員会) (5)質の高い研修やプチ研修により、根本的なヒューマンスキルを向上させ、次世代の育成を図る (管理職、研修研究部)	(1) ア ICT を活用した業務の効率化や協働作業により、教育職員の時間外在校時間を減らす。 イ ゆとり週間、ゆとり月間の徹底を図る。 (2) ア 例年通りにとらわれず、真に興味のある業務内容に精選し、協働して取組む。 イ 毎年決まっている業務についてはマニュアルをもとに進める。 ウ・ボランティアを募集し、業務を分担することで、教職員が他の業務に取り組める時間を確保する。ボランティア募集にフォーム作成ツールを活用することで、業務を減らす。 (3) ア 放課後に参集する会議を減らし、シェアポイントやチャット等での意見交換、情報共有を行う。 イ 参集会議が必要な場合は、提案時間等のめやすを示して実行する。 ウ 効率的に環境整備を行う。 (4) ア 教職員が自分の考えを安心して相談できる体制を整える。 イ 新しい発想を前向きに検討し、実現に向けて後押しする組織を構築する。 ウ 同僚性を高め、互いを尊重し協力し合える職場環境をつくる。 (5) ア 長期休業中の研修と、知識の定着を図る研修に分別し、効率よく学ぶことができるようにする。 イ 若い世代が不安なくやりがいをもって業務に取り組めるようにする。	(1) ア 年間の時間外在校等時間が720時間を超える教育職員をゼロにする。教職員ICTネットワーク利活用モデル校に応募する。 イ 年間の教育職員の年休取得日数平均16日以上 (2) ア あらゆる仕事内容を精選し、事務的な業務時間を減らす。超勤45時間以上の教職員年間10人未満にする。 イ 各部署にてマニュアルを周知する。 ウ 近隣大学等の10校宛にボランティアのチラシを送付して学生に配付依頼をする。年間6名以上〔5名〕 (3) ア 各種会議の参集回数を1回以上減らす。 イ 各種会議時間50分以内に収める。 ウ・プール洗浄促進剤を使用し、清掃の効率を上げる。 ・小学部中庭草刈りを6月～10月の期間中に集中して実施できるように外部業者に委託する。 (4) ア 学年主任、部主事、首席に対して管理職によりメンターであるための助言・指導を年1回以上行う。 イ 新しい発想 年間5件以上 ウ 学校教育自己診断 風通しの良い職場環境に関する項目90%以上 (5) ア 研修アンケートの実施方法に関する肯定的な回答率80%以上。 イ 生成AI活用を含めた職場の疑問解決システムを考える会を発足させる。	
5 地域・関係機関との連携、地域支援	(1)校内コーディネーターを中心に、関係機関との連携を図る (支援部) (2)校内支援の充実を図る (支援部) (3)地域支援整備事業の中核として、地域学校の支援教育力の向上に貢献する (支援部)	(1) 各学部の児童・生徒に関する情報の把握に努める。 (2) ア 研修や資料提供を通じて校内の支援教育についての専門性向上を促す。 イ 児童・生徒の課題を共有し、必要に応じて支援の介入を行う。 (3) 担当市を中心に積極的な訪問相談および研修を行う。	(1) 月に2回以上、各学部コーディネーターが自学部の児童・生徒の情報を収集する。 (2) ア 年間3回以上、リーディングスタッフが研修もしくは資料提供を行う。 イ 月に1回、リーディングスタッフとコーディネーターが各学部の児童・生徒の情報共有と事例検討を行う。 (3) ア 年度初めに担当市教育委員会に向けてリーフレットを配付する。 イ 年間2回以上、担当市の小中学校に向けて地域支援通信を発行する。	